

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成28年8月24日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	階上町
		青森市、十和田市、鯉ヶ沢町（ナラタケを除く。）

岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
	原木クリタケ（露地栽培）	一関市、奥州市
	原木ナメコ（露地栽培）	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類（野生のものに限る。）	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市（旧矢作村、旧横田村の区域に限る。）、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ（野生のものに限る。）	奥州市
	ワラビ（野生のものに限る。）	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ（養殖を除く。）	砂鉄川（支流を含む。）
肉	牛の肉 [※]	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ [※] の肉	全域

宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、大和町、加美町、南三陸町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
	キノコ類（野生のものに限る。）	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市（旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。）、大崎市（旧三本木町の区域に限る。）、丸森町（旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。）
	クサソテツ（こごみ）	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ（こごみ）（野生のものに限る。）	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ（野生のものに限る。）	気仙沼市、栗原市、大崎市
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ（養殖を除く。）	一迫川のうち花山ダムの上流（支流を含む。）、江合川のうち鳴子ダムの上流（支流を含む。）、暮石川のうち釜房ダムの上流（支流を含む。）、三迫川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む。）、名取川のうち秋保大滝の上流（支流を含む。）、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流（支流を含む。）、広瀬川（支流を含む。）及び松川（支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。）
	アユ（養殖を除く。）	宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。）
	ヤマメ（養殖を除く。）	白石川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川（支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。）及び同県内の北上川（支流を含む。）
肉	牛の肉 [※]	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域

山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。

茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ（施設栽培）	土浦市、鉾田市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く）
	タケノコ	茨城町
	コシアブラ（野生のものに限る。）	北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町
水産物	アメリカナマス（養殖を除く。）	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。）
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。。

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動（12月齢未満の牛のものを除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成28年8月24日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	足利市、真岡市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市（旧岩舟町の区域を除く。）、日光市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
	原木シイタケ（施設栽培）	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。）
	原木クリタケ（露地栽培）	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ（露地栽培）	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類（野生のものに限る。）	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ（こごみ）（野生のものに限る。）	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ（野生のものに限る。）	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ（野生のものに限る。）	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ（野生のものに限る。）	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ（野生のものに限る。）	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ（野生のものに限る。）	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
肉	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	牛の肉※	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ（養殖を除く。）	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）及び薄根川（支流を含む。）
	ヤマメ（養殖を除く。）	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	肉

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ（露地栽培）	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（露地栽培）を除く。）
	原木シイタケ（施設栽培）	君津市、富津市、山武市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）を除く。）
	タケノコ	我孫子市
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川（支流を含む。）並びに手賀川（支流を含む。）
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流（支流を含む。）ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。）
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域（佐渡市及び粟島浦村を除く。）

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村（マツタケを除く。）
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村

静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類（野生のものに限る。）	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動（12月齢未満の牛のものを除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

参考資料 2

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成28年8月24日現在

[illegible]

※ ☐ の箇所は、出荷制限の対象

福島県		出荷制限
クサソテツ(こごみ)		H23.8.8～：福島市、桑折町
		H24.8.1～：福島市、伊達市、福島町、三春町
		H24.8.2～：川俣町
		H24.8.7～：田村市、古殿町
		H24.8.10～：二本松市、大玉村
クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)		H25.8.30～：郡山市
		H26.8.14～：喜望峯町、喜海村
		H27.8.18～：広野町
		H28.4.24～：会津坂東町
		H27.4.30～：南相馬市
コシアブラ		H24.8.2～：福島市、二本松市
		H24.8.7～：郡山市、白河市、喜多方市、会津坂東町、喜直町、楡町
		H24.8.10～：伊達市、福島町、矢祭町、磐梯町、下郷町、大玉村、喜海村、鮎川村
		H24.8.14～：須賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村
		H24.8.17～：桑折町、霞貴代町
		H25.8.7～：柳津町、北塩原村
		H25.8.14～：喜海村、南相馬市、古殿町、南会津町、新堀町、泉崎村
		H25.8.23～：三島市、川内村
		H25.8.22～：浜川町、広野町
		H25.8.28～：本宮市、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村
		H25.8.29～：三春町
		H25.8.3～：会津磐梯町、鏡石町
		H25.8.8～：会山町
		H25.8.10～：昭和村
		H28.4.28～：西会津町
		H28.8.8～：只見町
		H24.8.2～：いわき市、二本松市
ゼンマイ		H24.8.10～：福島市
		H24.8.24～：川俣町
		H25.8.14～：喜海村
		H25.8.14～：喜海村、喜海村
		H25.8.18～：須賀川市
		H25.8.20～：川内村
		H25.8.10～：郡山市
		H27.8.11～：田村市
		H28.8.14～：広野町、大玉村
ウワミソウ (野生のものに限る。)		H25.8.24～：須賀川市、福島町
		H25.8.24～：いわき市、福島市、伊達市、桑折町
野菜類 クラノメ (野生のものに限る。)		H24.8.2～：福島市
		H24.8.7～：郡山市、白河市、雫村、新堀町
		H24.8.10～：大玉村、喜海村
		H24.8.14～：川俣町
		H25.8.28～：南相馬市
		H25.8.14～：広野町、鮎川村、喜海村
		H25.8.18～：二本松市、古殿町、泉崎村
		H25.8.20～：川内村
		H25.8.28～：本宮市、須賀川市
		H25.8.3～：喜海村
		H25.8.10～：田村市
		H25.8.14～：霞貴代町
		H27.8.28～：喜海村
		H25.8.18～：桑折町、磐梯町
		H25.8.18～：天栄村
		H24.8.8～：福島市、川俣町、田村市、福島市、広野町
		H24.8.18～：伊達市、桑折町、福島町
フキノトウ (野生のものに限る。)		H25.8.11～：磐梯町、喜海村
		H27.8.8～：南相馬市
		H28.1.20～：本宮市
		H24.8.10～：いわき市、伊達市
		H24.8.17～：川俣町
		H24.8.17～H27.8.18一部解除：喜多方市（栽培されるワラビは出荷制限の対象から除く。）
ワラビ		H24.8.17～H26.8.24一部解除：福島市（栽培されるワラビは出荷制限の対象から除く。）
		H25.8.28～：南相馬市
		H25.8.11～：鮎川村
		H25.8.20～：磐梯町
		H25.8.14～：福島市
		H26.8.14～：二本松市
		H25.8.14～：広野町
ワラビ(野生のものに限る。)		H23.6.2～H25.10.21解除：福島市、伊達市、桑折町
		H23.8.8～：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉平助敷、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇美原、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域に限る。）
ウメ		H23.6.6～H27.8.19解除：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉平助敷、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇美原、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。）
		H24.8.8～H25.10.21解除：原町区
		H25.8.8～H27.1.11解除：相馬市
ユズ		H23.8.28～：福島市、南相馬市
		H23.10.14～：伊達市
		H24.1.10～H27.1.29解除：いわき市
クリ		H23.3.21～H28.3.17解除：桑折町
		H23.8.20～：伊達市、南相馬市
		H24.8.28～H25.1.23解除：二本松市
キウイフルーツ		H24.10.12～H26.11.17解除：いわき市
		H23.12.9～H26.11.17解除：相馬市
		H23.12.8～：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉平助敷、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇美原、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。）
小豆		H23.12.9～H25.12.25解除：南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉平助敷、原町区高倉宇吹屋、原町区高倉宇七曲、原町区高倉宇森、原町区高倉宇松木森、原町区馬場宇五台山、原町区馬場宇横川、原町区馬場宇美原、原町区片倉宇行津及び原町区大原宇和田城の区域を除く。）
		H23.12.9～H25.12.25解除：福島市（旧大宮生村の区域に限る。）、南相馬市（旧石神村の区域に限る。）、
大豆		H24.11.15～H25.11.7一部解除：南相馬市（旧石神村の区域に限る。）、
		H24.12.25～H26.3.13一部解除：須賀川市（旧長沼町の区域に限る。）、
		H25.1.4～H26.3.13一部解除：郡山市（旧高野村の区域に限る。）、
		H25.1.4～H25.8.9一部解除：二本松市（旧小浜町及び旧浪川村の区域に限る。）、大玉村（旧玉井村の区域に限る。）、
		H25.1.4～H25.8.9一部解除：桑折町（旧伊達崎村の区域に限る。）、
		H25.2.18～H25.7.10一部解除：福島市（旧立子山村の区域に限る。）、
		H25.3.5～H25.7.10一部解除：福島市（旧佐倉村及び旧水保村の区域に限る。）、
		H25.3.25～H25.7.10一部解除：福島市（旧庭塚村の区域に限る。）、
		H25.1.4～H25.5.17一部解除：伊達市（旧増木村及び旧富野村の区域に限る。）、
		H25.1.4～H25.7.10一部解除：福島市（旧野田村及び旧平野村の区域に限る。）、
		H25.1.4～H25.11.7一部解除：本宮市（旧木沢村（白沢村）の区域に限る。）、
		H25.12.18～H27.8.23一部解除：南相馬市（旧太田村の区域に限る。）、
		H26.12.17～H27.8.23一部解除：本宮市（旧白岩村に限る。）、
		H26.12.17～H28.3.25解除：大玉村（旧大山村に限る。）、
		H23.11.17～：福島市（旧小園町の区域に限る。）、
		H23.11.29～：伊達市（旧小園町及び旧月輪町の区域に限る。）、
		H23.12.5～：福島市（旧福島市の区域に限る。）、
鈴類 米（平成23年産）		H23.12.8～：二本松市（旧奥川村の区域に限る。）、
		H23.12.8～：伊達市（旧佐倉村及び旧宮成村の区域に限る。）、
		H23.12.18～：伊達市（旧藤田町の区域に限る。）、
		H24.1.4～：伊達市（旧増木村の区域に限る。）、

※ の箇所は、出荷制限の対象

山形県		出資制県
肉	クマの肉	H24.8.10～H28.3.12一部陸路：全域（県の定める市街・陸路方針に基づき管理されるクマの肉を除く。）
茨城県		出資制県
鹿茸		H23.3.23～4.10陸路：全域
	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17陸路：全域（下記の地域を除く。） H23.3.21～8.1陸路：北茨城市、高萩市
	カキナ	H23.3.21～4.17陸路：全域
	ハセリ	H23.3.23～4.17陸路：全域
野果類		H24.8.8～：熊赤野、小島玉市 H24.6.6～：大子町 H24.4.13～：茨城町、筑西市 H24.4.13～H27.4.17陸路：守口市 H24.4.13～H27.4.24陸路：取手市 H24.4.13～H27.10.2陸路：石岡市 H24.4.13～H28.1.14陸路：鹿嶋市
	タケノコ	H24.4.13～H27.4.24陸路：取手市 H24.4.13～H27.10.2陸路：石岡市 H24.4.13～H28.1.14陸路：鹿嶋市
	原木シイタケ（菌地栽培）	H24.4.19～：ひたもなかな市、陸田町 H24.4.19～：大子町 H24.4.28～：北茨城市、大洗町 H23.10.14～：土浦市、行方市、新田町、小島玉市 H23.11.10～：茨城町、阿見町 H24.8.8～：南茨城市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～：ひたもなかな市、陸田町
	原木シイタケ（施設栽培）	H23.10.14～H25.8.1一部陸路：土浦市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）は出資制県の対象から除く。） H28.10.14～H28.8.1一部陸路：陸田町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）は出資制県の対象から除く。）
	ゴシアブラ	H24.11.10～：大子町 H24.8.2～：日立市、常陸大宮市（野生のものに限る。） H24.8.10～：常陸大宮市（野生のものに限る。）
	インゴレイ	H24.7.5～H27.10.2陸路：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正の線の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5～H25.8.2陸路：北緯36度38分の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正の線の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ズズキ	H24.4.17～H28.1.14陸路：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正の線の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シノマルム	H24.4.13～H27.10.2陸路：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正の線の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正の線の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	フエ	H24.4.17～H28.1.14陸路：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正の線の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正の線の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.11.9～H28.11.9陸路：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正の線の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正の線の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	ヒラメ	H24.4.17～H27.2.5陸路：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正の線の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～H24.8.30陸路：北緯36度38分の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正の線の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	コモンカスベ	H24.8.1～H27.10.2陸路：最大高潮時海岸線と福島茨城両県界の正の線の線、我が国陸地的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線と茨城千葉県界の正の線の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナズ（養殖を除く。）	H24.4.17～：熊赤野、北茨及び外連道道並及びこれらの範囲に属する河川並びに常陸利根川
	モンブナ（養殖を除く。）	H24.4.17～H27.3.24陸路：熊赤野、北茨及び外連道道並及びこれらの範囲に属する河川並びに常陸利根川 H24.5.7～H28.2.5陸路：熊赤野、北茨及び外連道道並及びこれらの範囲に属する河川並びに常陸利根川
	ワナギ	H24.5.7～H28.1.30陸路：茨城県内の野田川（支流を含む。） H24.11.12～：茨城県内の野田川のうち最大潮の下流（支流を含む。）ただし、熊赤野、北茨及び外連道道並及びこれらの範囲に属する河川並びに常陸利根川を除く。）
肉	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.1一部陸路：全域（県の定める市街・陸路方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。）
その他	茶	H23.8.2～H25.11.8陸路：結城町、盛岡市、取手市、大子町、ひたもなかな市、鹿嶋市、福米市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがら市、桜井市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美清村 H23.8.2～10.10陸路：古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.8.2～H24.4.9陸路：大子町 H23.8.2～H24.8.30陸路：南茨城市、常陸大宮市 H23.8.2～H24.5.30陸路：石岡市、結城市、城野町 H23.6.2～H24.8.5陸路：鉢田市 H23.6.2～H24.7.24陸路：水戸市 H23.6.2～H24.8.20陸路：高萩市 H23.6.2～H24.9.12陸路：日立市 H23.6.2～H24.10.6陸路：土浦市 H23.6.2～H24.10.11陸路：つくば市 H23.6.2～H25.4.3陸路：平久市 H23.6.2～H25.5.29陸路：土浦市、北茨城市、笠間市 H23.6.2～H25.6.17陸路：小島玉市
栃木県		出資制県
	ホウレンソウ	H23.3.21～4.21陸路：那須塩原市、塩谷町
	カキナ	H23.3.21～4.27陸路：全域 H23.3.21～4.14陸路：全域
原木シイタケ（菌地栽培）		H24.2.18～：那須塩原市、矢野町 H24.4.10～H28.7.8一部陸路：宇都宮市、湯沢町、鹿沼町、那須町 H24.4.10～H27.8.1一部陸路：宇都宮市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（菌地栽培）は出資制県の対象から除く。） H24.4.10～H27.8.6一部陸路：宇都宮市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（菌地栽培）は出資制県の対象から除く。） H24.4.10～H28.1.6一部陸路：さくら市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（菌地栽培）は出資制県の対象から除く。） H24.4.11～H28.1.6一部陸路：宇都宮市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（菌地栽培）は出資制県の対象から除く。） H24.4.11～H27.2.20一部陸路：宇都宮市、大田原町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（菌地栽培）は出資制県の対象から除く。） H24.4.12～：足利市、真岡市、上三川町
		H24.8.18～H27.3.24一部陸路：宇都宮市、那須塩原市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（菌地栽培）は出資制県の対象から除く。） H24.4.15～H27.1.14一部陸路：宇都宮市、那須塩原市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（菌地栽培）は出資制県の対象から除く。） H24.4.12～H28.1.20一部陸路：那須塩原市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（菌地栽培）は出資制県の対象から除く。） H24.4.12～H28.1.6一部陸路：塩谷町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（菌地栽培）は出資制県の対象から除く。） H24.4.19～：壬戌町
		H24.4.13～H27.8.7一部陸路：那須市（那須塩原市を除く。）（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（菌地栽培）は出資制県の対象から除く。） H24.2.18～H28.10.24一部陸路：那須塩原市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（菌地栽培）は出資制県の対象から除く。） H24.3.18～H28.10.23一部陸路：那須町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）は出資制県の対象から除く。） H24.4.10～H27.8.7一部陸路：那須町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（施設栽培）は出資制県の対象から除く。） H24.4.10～H28.2.20一部陸路：宇都宮市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（菌地栽培）は出資制県の対象から除く。） H24.4.12～H28.1.20一部陸路：那須塩原市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（菌地栽培）は出資制県の対象から除く。） H24.4.12～H28.1.6一部陸路：塩谷町（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（菌地栽培）は出資制県の対象から除く。） H24.4.19～：壬戌町
		H24.4.13～H27.8.7一部陸路：那須市（那須塩原市を除く。）（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（菌地栽培）は出資制県の対象から除く。） H24.2.18～H28.10.24一部陸路：那須塩原市（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ（菌地栽培）は出資制県の対象から除く。） H24.3.18～H28.

都 本 県		出府制限	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)	
	ワナヲ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.3.26解除：水野川(支流を含む。)	
		H24.8.20～H25.12.17解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	
		H26.5.30～H27.6.22解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	
肉	ウグイ(養殖を除く。)	H24.7.7～H24.9.26解除：大淵川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)	
		H24.7.30～H24.9.26解除：荒井川(支流を含む。)	
		H24.7.30～H24.9.26解除：荒井川(支流を含む。)	
		H24.7.30～H24.9.26解除：荒井川(支流を含む。)	
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.9.25一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.5一部解除：全域(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
	シカの肉	H23.12.2～：全域	
		H23.7.8～H24.6.1解除：栃本市	
その他	茶	H23.6.2～H25.3.26解除：大田原市	
		H23.6.2～H25.5.31解除：奥州市	
群馬県		出府制限	
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.6解除：全域	
	カキタ	H23.3.21～4.6解除：全域	
		H24.8.25～：須田町、重富町、新田村	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.10～：高山村	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.10.10～：安中市	
		H24.10.23～：長野県	
		H24.11.13～：みなかみ町	
		H24.4.27～：吾妻川のうち群馬県から東京電力株式会社佐久間発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)	
肉	イノシシの肉	H24.4.27～H24.11.9解除：小中川(支流を含む。)	
	ウサギの肉	H24.4.27～H25.4.25解除：小中川(支流を含む。)	
	シカの肉	H24.8.8～H24.11.9解除：高山のうち川田村の上流(支流を含む。)	
	ヤマドリ(肉)	H24.8.8～H25.4.25解除：吾妻川(支流を含む。)	
その他	茶	H23.6.30～H24.5.28解除：桐生市	
		H23.6.30～H25.6.7解除：渋川市	
埼玉県		出府制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：狭山市、狭野町	
		H24.10.28～：ときがわ町	
		H24.11.5～：鴻巣市	
千葉県		出府制限	
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町	
	シシトウ、モロヘイヤ、マンショ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
	パセリ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
	セロリ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
水産物	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除：市川市、木更津市	
		H24.8.8～：鹿嶋市	
		H24.8.8～H25.1.14解除：安房町	
		H24.4.11～H27.1.22解除：柏市、白井市	
肉	イノシシの肉	H24.4.11～H25.10.23解除：八千代市	
	ウサギの肉	H24.4.12～H25.10.23解除：船橋市	
	シカの肉	H24.4.18～H25.10.23解除：久留米市	
	ヤマドリ(肉)	H24.10.11～：夷隅市	
その他	茶	H23.10.11～H24.10.14一部解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出府制限の対象から除く。)	
		H23.11.18～：真山町	
		H24.12.22～H24.10.14一部解除：佐倉市	
		H24.8.28～H24.1.28一部解除：印西市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出府制限の対象から除く。)	
水産物	シイタケ	H24.4.10～：臼杵町	
		H24.4.10～：八千代市	
		H24.8.16～H24.8.18一部解除：山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出府制限の対象から除く。)	
		H24.11.14～H24.8.18一部解除：山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出府制限の対象から除く。)	
肉	イノシシの肉	H24.8.18～H24.8.18一部解除：山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出府制限の対象から除く。)	
		H24.11.14～H24.8.18一部解除：山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出府制限の対象から除く。)	
		H24.12.14～H24.8.18一部解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出府制限の対象から除く。)	
		H24.12.14～H24.8.18一部解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)は出府制限の対象から除く。)	
その他	茶	H23.7.4～H24.5.21解除：鎌漣市	
		H23.6.2～H24.5.25解除：八街市	
		H23.6.2～H24.5.28解除：野田町、富里市、山武市	
		H23.6.2～H25.5.13解除：成田市	
神奈川県		出府制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出府制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.20～：龍井沢町、御代田町	
		H24.10.1～：小海町、南牧村(マツタケを除く。)	
		H24.10.1～H27.11.20解除：小海町、南牧村(マツタケに限る。)	
		H24.10.11～：佐久市(マツタケを除く。)	
肉	イノシシの肉	H24.10.11～H27.11.20解除：佐久市(マツタケに限る。)	
		H24.10.11～：小海町(マツタケを除く。)	
		H25.10.1～H27.11.20解除：小海町(マツタケに限る。)	
		H25.10.21～：佐久市(マツタケを除く。)	
その他	茶	H25.10.21～H27.11.20解除：佐久市(マツタケに限る。)	
		H24.8.21～：長野市、龍井沢町	
		H24.8.21～：中野市、野沢温泉村	
		H27.8.28～：木島平村	
静岡県		出府制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～：御殿場市、小山町	
		H25.10.3～：富士宮市、富士市	
		H26.10.7～：御殿市	

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成28年8月24日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字杣木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
		H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
		H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字杣木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
結球性葉菜類（キャベツ等）		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字杣木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
		H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字杣木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
		新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字杣木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村
アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）		H23.3.23～ 下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村）
		H23.3.23～5.4解除：いわき市
		H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字杣木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字杣木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
原木シイタケ（露地）		H23.4.13～： 飯館村
キノコ類（野生のものに限る。）		H23.9.6～： 棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る）
		H23.9.16～： いわき市、棚倉町
		H23.9.20～： 南相馬市
水産物 ヤマメ（養殖を除く。）	イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除： 全域
	ヤマメ（養殖を除く。）	H24.3.29～： 新田川（支流を含む。）
肉 イノシシの肉		H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ の箇所は摂取制限の対象